

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

準備書面(9)

令和元年10月31日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社
上記代表者代表社員 宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告) 宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告) 三品 純

第1 阿久澤麻理子(甲127)の意見書に対する反論

1 阿久澤麻理子意見書は、大学教授の肩書を示し、経歴をひけらかして、不必要な論文の引用や脚注によって一見すると学術論文のような体裁にし、あたかも学術的見地から客観的に意見を述べたように見せかけている。

そして、もっともらしい内容で字数を埋めてみたものの、結局部落の地名を公表することが、どのように差別を助長するのか実証できておらず、何が言いたいのか分からない内容になっている。

2 阿久澤麻理子は原告解放同盟の関係団体である一般社団法人部落解放・人権研究所の役員である。従って、研究者である以前に、本件の利害関係者である(乙557)。

3 阿久澤麻理子意見書には明白な誤りがある。次の通り指摘する。

- (1) 4ページ冒頭と19頁にある、「部落差別は封建時代の身分制度に由来する差別」について阿久澤麻理子は根拠を示していない。

例えば、『全国部落調査』に掲載されて、同和地区指定され、解放同盟支部が組織され、原告らが被差別部落であると主張している広島県呉市山手(原告川崎卓志陳述書 甲339及び当事者目録参照)、大阪府大阪市の西成地区(原告小林道弘陳述書 甲152参照)は封建制度の身分制度とは無関係であることが明白である(山手については乙558、西成については乙236『昭和38年度同和地区実態調査報告書 大阪市西成地区』参照)。

また、甲344事実実験公正証書から分かる通り、原告らは地名をベースに機械的に部落出身を判断しており、封建時代の身分制度との関係を全く検討していない。従って、本件で「部落差別」と言われているものは、もはや封建時代の身分制度とは無関係である。

近世の身分制度についての歴史研究は進歩し続けており、特に1990年代後半以降は「士農工商」という概念が否定され、武士以外の民衆が「百姓」として学校教育で教えられるなど、同和事業が始まった時代とは大きく異なっている(乙559 東京書籍 教科書・図書教材 よくあるご質問 Q&A)。言ってみれば同和対策事業は現代では否定されている歴史観を前提に始められたものである。阿久澤麻理子だけではなく、後述の木村草太、そして原告らの一部も古い学説を盲信したままの可能性が高い。

- (2) 同じく4ページ冒頭と19頁、「封建時代においては人(身分)＝職能＝土地(居住地)は一致していた」について阿久澤麻理子は根拠を示していない。

乙16『滋賀の部落』の313頁に藍染屋の部落である留守川村(現在の滋

賀県草津市西草津1丁目)の歴史が書かれている。317頁には「明治の頃までは、紺屋といって、広く一般農村の中にも、数ヶ村に一軒の割合で、藍染業を営む家があった」「けれども、それらの業者は賤民扱いをうけることはなかった。藍染の原料そのものの製造をしていなかったためかと思われる」という記述がある。つまり、藍染屋の例で言えば特定の場所に居住地が固定されているわけではないし、藍染屋でも賤民とそうでない場合があったということである。このことから、阿久澤麻理子の言説が誤りであると分かる。

- (3) 同じく4ページ、「近代化・都市化によって人の移動が進み、部落出身者かどうかを「系譜的」に(被差別身分であった先祖との血縁関係によって)判定できなくなると、相手が部落出身者かどうかを「属地的」に(居住地・本籍地・出生地等が部落の所在地と重なるかによって)識別しようとする心理が強まることとなった。」について阿久澤麻理子は根拠を示していない。

そもそも、「心理」が強まっていようといまいと、阿久澤麻理子の見解は極めて無責任なものである。系譜的なものを属地的に識別するようなことは誤りだとはっきり断じるべきであるのに、阿久澤麻理子は誤りを正すどころか、誤りに便乗している。

乙12『大阪市同和事業促進協議会10年のあゆみ』の舟場地区の説明には「もっとも都市部落の常として、その部落でも一般人が共存している」という記述がある。少なくとも、本書が作られた1963年の大阪市では単に「属地」だけで部落民が認識されていないということである。

しかし1969年に制定された同和对策事業特別措置法には「第6条 同和对策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を

図ることによつて、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする」とあり、これは属地的に同和事業の対象者を定義している。もっとも、法の運用上は対象地域の中でも古くからの住民に対象を限定する「属地属人」という考え方が採用された地域が多いが、ともかく「属地」という考え方は「心理」ではなく現憲法下の法制度によるものである。

- (4) 20ページに、「除籍簿を閲覧すれば抹消した事実自体が見えるので、部落出身かどうかは「一目瞭然」であった」とあるが、京都産業大学教授の灘本昌久が、戸籍に身分を識別できる記載はほとんどなかったと書いている(乙169『部落の過去・現在そして…』)。

本当に除籍簿から部落出身が一目瞭然であるなら、本件訴訟において原告らがその旨を事実実験公正証書(甲344)に記載することで「被差別部落出身者」を証明できるはずであるのに、誰も行っていない。

- (5) 20ページに、「ある人が部落出身者かどうかの判定を、系譜的に行うことが難しくなると、その人及び父母・祖父母などの親族)の住所や本籍地、出生地と、「部落の地名」情報の2つによって行われていく」とあるが、少なくとも出生地は多くの場合病院や産院であつて社会通念上の出身地とは無関係であり、なおかつ現行戸籍では市区町村までしか記載されていない。
- (6) 21ページ以降、大阪府堺市における人権意識調査の結果を示しているが、堺市には協和町という大規模で顕著な同和地区がある。協和町は堺市唯一の同和地区であり、全域が公有地であり、そこが部落ないし同和地区であることを強調するような物件が現地にある。同和地区の範囲も非常に分かりやすくなっている。率直に言えば、行政や運動団体が原因で、堺市の同和地区は見るからに異常で異様な状態になっている(乙125、乙3

19)。

堺市は全国的に見て典型的な例とは言えず、部落地名の公開の是非が争点となっている本件訴訟で引き合いに出すのは不相当と考える。

- (7) 以上の通り、阿久澤麻理子の意見書は時代遅れの学説や、単なる俗説をベースとしており、あまりに稚拙で、学識者の意見書と呼べない低質なものである。

第2 木村草太の意見書(甲160)について

- 1 木村草太は憲法学者ということであるが、法律や憲法の解釈については裁判官が十分な専門知識を持っている。憲法学は法学の中でも特殊な分野というわけでもない。

木村草太はいわゆるタレント学者である。憲法学者ということは法曹資格とは無関係であるし、有名であるから実力があり、言っていることが正しいというものではない。

また、木村草太は部落問題の専門家ではなく、法解釈の前提となる事実について、正しく理解できない。

- 2 木村草太の意見書は無駄な脚注を多用して学術論文らしい体裁をとっているが、だからと言って信憑性が高いというものではない。次の通り、本件の想定を理解していないと思われる箇所や、部落問題について誤った認識が書かれている。

- (1) 3ページ1段落目に、「本件で問題となっている「被差別部落出身であること」は、ここにいう「社会的身分」の典型例であり」とあるが、そうではない。

本件訴訟に係る仮処分命令に対する保全異議の過程で、被告らは「本件出版予定物の出版等の差止めは、個人債権者らが同和地区出身者で

あるという、あつてはならない身分の存在を前提とするものであり、憲法 14 条 1 項に違反する」との主張をしたが、横浜地裁は「個人債権者らが同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎず、法律上その他の何らかの身分が存在することを意味するものではない」(乙560 16頁)と述べている。

「被差別部落出身であること」は典型例どころか、極めて特殊な事例であり、そもそも「社会的身分」に該当するのか法学的見地から争いがあることは明らかである。

- (2) 5ページ9行目、「被告は、部落差別対象となる地域の一覧を作成し、それを公表したり、又は、しようしたりしてきた」とあるが、『全国部落調査』には、1935年当時に融和事業の対象として見られていたという以上の意味はない。「部落差別対象となる地域」ということは正確ではない。

前述の大阪府大阪市の西成地区のように、差別を受けていたということではなく、社会福祉政策の対象となるべき貧困地域という意味で加えられたと考えられる地域がある。また、『全国部落調査』には東京都や富山県内の多数の地名が掲載されているが、それらは戦後の同和対策事業の対象とならず、少なくとも現在において部落差別対象となるとは考えられない状態となっている。

- (3) 5ページ19行目「過去に被差別部落とされた地域同士は、差別の対象となったという以外に共通の特徴を持たない。また、被差別部落の地域にルーツを持っている個人同士も、差別の対象となっていたこと以外に共通の特徴を持つとは想定し難い。そうすると、部落差別の対象となった地域・個人の一覧は、部落差別の対象を特定すること以外には利用できない」とあるが、誤りである。

まず、「過去に被差別部落とされた地域同士は、差別の対象となった」という言い方が循環論法的で論理破綻している。

全国の五千以上の部落が一斉に差別されるようになり、一斉に差別されなくなるというものではないし、差別されていたとすれば、その内容は部落ごとに違わずである。そもそも「差別の対象」という主観的で曖昧なものを、共通点として検証することは不可能で、木村草太の主張は乱暴で学術的ではない。

また、前述のとおり『全国部落調査』が差別されていた地域という観点で地域を選択している根拠はない。

乙12のように、部落内に一般人が住んでいると認識されている事例は当たり前のことなのだから、部落にルーツを持っている個人が全て差別の対象となっていたということにも全く根拠がない。原告らの中にも差別を受けた経験がないと陳述している者がいる(原告小野栄一陳述書甲150、原告高田保男陳述書甲271、原告松崎一陳述書甲278等)。

逆に、都道府県や旧藩単位で見れば、「差別の対象となっていた」こと以外の共通の特徴を見出すことができる例もある。例えば、東京の多摩地域の部落は時宗の檀徒が多いことが共通しているし、神奈川県西部から静岡県にかけての部落は、ことごとく日蓮宗の檀徒である。歴史学、地理学、民俗学的見地から研究すれば、もっと別の共通点が発見される可能性がある。

「部落差別の対象を特定すること以外には利用できない」と言いながら、5ページ23行目で研究・保護のために利用できることを自身が認めている。

- (4) 5ページ23行目以降では、書籍・ウェブサイトの閲覧者が研究者に限定されていなかったこと等をもって「差別者が差別に利用することを目的で作

成されたものと言える」と断じている。

しかし、過去に同和地区名や賤称語が記載された書籍や行政資料が何度も出版され、図書館等でだれもが自由に閲覧でき、さらに近年ではインターネットで検索することも可能になっていることは、既に被告らが立証してきたとおりであるし、原告らも認めていることである。

「差別者が差別に利用する」という点については、それではどのように差別に利用するのか具体的な方法や事例を示さず、印象だけで語っている。

そもそも、研究者とそうでない人を区別することはできない。学問の自由は全ての国民に平等に与えられているもので、一部の特権階級のものではない。木村草太の考えは自称学者の驕りであり、差別であり、検閲を正当化する極めて危険な考え方である。

- 3 以上の通り、木村草太の意見書は部落問題について誤った認識を前提とし、本件訴訟の争点を理解せずに書かれたものであり、本件を裁判官が理解する上で参考になるものではない。

第3 原告準備書面(10)に対する反論

- 1 第1 1「裁判所による問題提起」について

「身元調査等の横行により戸籍等の個人情報流出する恐れ」については、身元調査が横行しており、それらが部落問題に関係することを証明するデータはない。

- 2 第1 2「問題状況の整理」について

被告官部が『全国部落調査』のデータをインターネットでばらまいたことは認めるが、「部落解放同盟関係人物一覧」データをばらまいた事実はない。

その他の点についても争う。

- 3 第2 「既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした場合の権利侵害性は明白であること」について
全てについて争う。

(1) 本籍地には特段意味はなく、どこにでも移せること

本籍は戸籍を管理する市区町村以上の意味は持たず、そこに特別な意味を見出すことがナンセンスである。むしろ、原告らは本籍地を根拠に自らが部落出身だと主張しており、本籍地について誤った考えを持っている。原告らは、本籍地はどこにでも簡単に移せるもので、ましてや部落出身とは無関係という客観的事実を頑なに認めようとしなない。むしろ、原告らこそが部落出身者の籍に入れば部落出身者になるという誤った風評の発信源の1つとなっている。

それを証明するために、被告宮部は令和元年10月18日に神奈川県伊勢原市役所に出向いて、自身が部落出身で部落在住だと主張していた原告藤川正樹の住所地である神奈川県伊勢原市上粕屋 1540 に転籍した(乙561)。必要なのは戸籍の全部事項証明書と転籍届と筆頭者と配偶者の印鑑だけであった。

(2) 住所から部落民を判別することは出来ず、移転の自由があること

住所についても、居住地という以上の意味はない。

もとより、国民は憲法により居住移転の自由が保証されているのだから、原告らのように、特定の地域に居住していることが分かるだけで権利が侵害されるといった異常で異様な考えを持つ者は、引っ越せばよいのである。また、詳しくは後述するが、引っ越さないにしても「ここは部落ではない」「自分は部落民ではない」と主張しても嘘をつくことにはならないし、何ら法律上の不利益はないはずである。

もともと、同和地区指定されている地域であれば、大阪市のように原告らの関連団体により同和地区の区域までが明らかにされている例がある(乙20)。また、同和対策の公営住宅や改良住宅の存在により、電話帳や住宅地図で行政により同和関係者と認定された人の名前や住所を事実上確認できる地域もある。このような現実がありながら、同和地区に住み続けている人が多いのが実情であり、住所が同和地区だから権利が侵害されるといった考え方が浸透しているとは考えづらい。

また、『全国部落調査』に記載された地名の範囲と部落の範囲が一致することは稀であり、『全国部落調査』に記載された地名からただちに誰が部落の居住者か分かるものではない。

- 4 第3 「原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知らなかった第三者による権利侵害性も明らかであること」について。

全て争う。

- (1) 戸籍と『全国部落調査』だけでは部落出身を判断できないこと

本籍・住所地で部落出身を判断できないことは前述のとおりである。

原告らが挙げている戸籍の不正取得が、部落差別とどのように関係しているのか明らかでないし、意識調査は所詮意識調査であって、実態を反映したものではない。

原告らは、被告宮部が戸籍謄本を提出し、部落出身かどうか判別するように説明を求めたのに対し、答えに窮して差別だと言って逃げている。

身元調査において、戸籍謄本からどのように部落出身を判別するという事が明らかにされていないため、原告らの説明には全く真実味がない。

単に戸籍や住所を『全国部落調査』と照合するだけで部落出身を判別するとしたら、それは身元調査というよりも詐欺に近い案件である。近世から

の被差別身分の系譜に属する可能性が高いということを精密に調査するのであれば、歴史書や行政資料を調査し、現地の墓地の墓石に彫られた名字や現地の名字の分布を調べ、過去の地図や航空写真からもととの村の形を調べるなど、綿密な調査が必要になるのだが、探偵や興信所がそのような事をするとは考えられない。

後述するとおり、おそらく探偵や興信所が関心を持つとしたら、単に部落の住民か出身者かではなく、解放同盟関係者かということだと考えられる。それを判断するために住所地が部落かということは1つの手がかりとなり得るが、解放同盟の活動が活発な地域は、『全国部落調査』はなくとも、解放同盟の出版物や行政のウェブサイト、隣保館の掲示物から比較的容易に判別可能である。

- (2) 政治団体の関係者であることの方が結婚や就職へのインパクトは強いと考えられるが、それは各自の責任であること

むしろ原告らにとっては政治団体である「部落解放同盟」の関係者であることの方が、インパクトが強いはずである。

例えば特定の政治団体(日本共産党など)の構成員に対する就職差別は公然と行われているし、新興宗教(創価学会など)の信者に対する結婚差別があることも知られており、被告らもその存在は認めるところである。それらがことさら差別と問題にならないのは、それぞれの集団がどの様に世間から見られるかということも、集団に属したこと自体も本人の責任であるし、差別だと言って一般人を敵視して権利を主張することは解決にならないどころか火に油を注ぐようなものだと、誰が考えても明らかだからである。

原稿藤澤靖介が陳述書(乙199)で「部落解放同盟関係人物といかがわしい形で特定し」と述べているように、原告らは解放同盟に関係することは

「いかがわしい」ことだと認識している。特に関西では2006年に飛鳥会事件があり、また東北では2011年に原告松本龍が宮城県知事を恫喝したことがテレビで放送され、解放同盟をはじめとする同和団体は反社会的勢力か過激派のように認識されている。

最近でも部落問題がネットでニュースになれば、部落解放運動や同和行政、解放教育に対する批判が大量にコメントされるような状況である(乙540の1, 540の2, 540の3, 540の4, 541の1, 541の2, 541の3, 542)。しかも、それら内容が単なる誹謗中傷ではなく、具体的で真実味のあるものが多い。

原告解放同盟がどのように社会から評価されるかも、原告らが解放同盟に所属したことも、解放同盟員は原則部落出身者であると綱領に書いてあることも、全ては原告らの責任であって、その事実を明らかにすることは「差別されない権利」なるものの侵害ではない。

- (3) 「部落解放同盟関係人物一覧」は既に公になっている情報をもとに作られたと考えられること

既に多くの証拠を提出している通り、インターネット上で本件訴訟の提起前から公開されていた情報から、原告らのほとんどが部落解放同盟関係者であると確認できる。既にインターネット上から消えてしまったデータや、図書館の蔵書からも抽出したと考えられるため、原告らが自ら公開していたものも含め、公にされてきたデータから「部落解放同盟関係人物一覧」が作られたと考えられる。これらについては、裁判所の提案通り、表にまとめたものを後日提出予定である。

従って、「部落解放同盟関係人物一覧」が何らかのプライバシーを明らかにしたものではない。

5 4「結論」について

争う。

第4 原告準備書面(11)に対する反論

原告らは本件訴訟で原告が求めている差止請求権がある旨を主張するが、全てについて被告らは争う。

1 1 (2)「故意による不法行為に基づく差止請求権」について

(1) 『部落地名総鑑』が差別に利用された具体例がないこと

原告らが言うように、1975年に発覚した『部落地名総鑑』に「苗字等」が記載されていた事実は確認できない。

また、「企業や興信所などが、部落出身者に対する就職差別や結婚差別の身元調査に利用していたことが分かった」というが、いわゆる部落地名総鑑事件に関する文献を調べても、具体的な事例が確認できない。

『部落地名総鑑』についてはその具体的な内容や情報の出処が広く知られることはなく、その出典が戦前に融和事業のために作られた『全国部落調査』であることが公然のものとなったのは、2016年になってようやく被告らが明らかにしたことである。それまでは『部落地名総鑑』の原典が『全国部落調査』であるということすら知られていなかったのだから評価をするすべがなく、原告らが言うように「『全国部落調査』が一種の法禁物であるとの評価がすでに確定している」とは到底言えない。

(2) 既に『全国部落調査』に内容は公然のものであり、差別を引き起こしているという事実がないこと

原告らは『全国部落調査』の公開により「『部落地名総鑑』事件によって実際におきたように、差別的な意図をもった者により就職や結婚の際の調査

が行われることになり、被差別部落出身者の就職や結婚に影響を及ぼし、さらに様々な差別を引き起こすことは、「蓋然性」の域を超えて明らかである」という。しかし、『全国部落調査』は現在もインターネットで公開され続けており、スマートフォンで「部落」「同和地区」で検索すると、現在地の都府県の部落一覧が検索上位に出てくるような状態になっている。「蓋然性」を議論するような段階は既に終わっている。

「蓋然性」の域を超えて明らかなのであれば、既に様々な差別を引き起こして社会問題になっていてもおかしくないのに、実際にはそうならないことは顕著な事実である。原告ら解放同盟関係者以外に、被告らに訴訟を提起する者も皆無である。

『全国部落調査』に係る問題は、差別や人権問題ではなく、具体的に誰かの人権が侵害されたというものでもなく、政治問題に過ぎない。

原告らのいう「差止請求権」は誰かの人権を守るためのものではなく、政治的な理由による検閲に他ならない。これは、まさに憲法が保護すべきものとして想定されてきた表現の自由を、侵害するものである。

- (3) 『部落地名総鑑』の悪影響はむしろ原告解放同盟と行政の対応によるものであること

いわゆる部落地名総鑑事件で具体的に就職差別や結婚差別が行われた事実が確認できない一方、公然と「焚書」が行われ、解放同盟により企業や行政に対して糾弾という不法行為が行われた。

そのため、部落問題について自由な議論が出来なくなり、企業や行政は思考停止に陥って、後に「北九州土地転がし事件」「飛鳥会事件」のように、解放運動と企業と行政と金にかからむ事件が続出するようになった。

本件においても、解放同盟と行政、そして司法までもが公然と国民の表

現の自由、学問の自由を侵害し、過去の事例から正確に学び、反省することなく、部落地名総鑑事件の再来を招こうとしている。

2 1 (3)「判例の基準との比較」について

北方ジャーナル事件も石に泳ぐ魚事件も、個人の「名誉権」に基づく差止請求権を認めたものである。しかし、本件の『全国部落調査』はそもそも特定の個人の人格に結びつくものではなく、原告らが言う「名誉権」「プライバシー権」との関係がはっきりしない。「差別されない権利」なるものは原告らが挙げる裁判例とは無関係なものである。

『全国部落調査』は被差別部落の一覧であり、差別にしか利用しようのない「差別の道具」であると言うが、1935年当時の融和事業の対象となり得る部落という意味合いしかなく、「被差別部落」の一覧ではない。また、部落問題の研究書や論文で過去に『全国部落調査』が引用されるか、利用されている例が多数あり(乙562 グーグルブックスで“全国部落調査”を検索した結果)、「差別にしか利用しようのない「差別の道具」とは言えない。

被告宮部自身も『全国部落調査』に掲載された情報をもとに、各地の部落を訪れる等の研究をしており、特に運動団体が組織されていない部落、同和事業を行わなかった部落を多数見ることで非常に知見が広がった。例えば大阪府藤井寺市の部落を訪れた記事をブログに掲載した際は、藤井寺市の市史を編纂していた方からコメントがあり、有意義な議論が交わされた。その結果、藤井寺市で従来部落と言われていた場所は近世の賤民とは無関係であり、部落とは認識されていない場所に雑種賤民の1つである夙の村があったことが明らかになった(乙544)。

歴史は万人のものであり、誰でもどこにでも居住移動する権利があり、同和对策審議会答申にも同和問題は「国民的課題である」と明記されているのである

から、「何らの公共性も認められず、およそ公共の利害に関わる事実とは無縁なもの」という原告らの主張は誤りである。『全国部落調査』は全ての国民で共有されるべき、公共の財産である。部落問題についての議論が一部の人々の利権になり、国民に無知を強制することは絶対にあってはならない。

3 2 (1)「被差別部落に該当するかどうかの判定」について

原告らは「特定の住所が、復刻版全国部落調査(訴状別紙目録4)の「部落所在地」、「部落名」、「現在地」のいずれかの欄と合致していれば、当該住所が被差別部落だと判明する」というが、事実と異なる。『全国部落調査』には明らかに歴史的な被差別部落ではない地名が記載されている箇所があるし、資料自体に「被差別」との記載はない。また、戸数から推定できる通り、ほとんどの部落は記載された地名で表される地域の一部であって、地名が合致すれば被差別部落だとは言えない。

4 2 (2)「住所・本籍の特定」について

原告らのうち住所がNTTの電話帳に登録されている場合は、公になっていると言えることは認める。しかし、住所は日常生活を送る上で少なくとも身近な人物には知られるものであり、「プライバシー」には該当しない。特に電話帳に掲載されている場合は、自らが選択した結果であるから、特に保護する必要はない。

本籍については、通常他人が知る必要のないものである。「身元調査」で本籍が無断で他人に知られるようなことが横行している証拠はないし、現在では本籍地が分かるような文書を無断取得することは、多くの場合違法行為と考えられる。違法ないし不正な手段で取得することを含めて、他人が通常知り得ると言えるのであれば、世の中に秘密は存在しないということになってしまい、あまりにも暴論である。

5 2 (3)「被差別部落出身かどうかの判定」について

原告らが列挙している判定方法は誤っているだけでなく、それ自体が極めて差別的な内容である。

前述の通り、『全国部落調査』に記載された地名と合致すれば、そこが歴史的な意味での被差別部落であると言うことはできない。

本籍も現住所も過去住所も自由に移転可能なものであり、社会的な意味での「出身地」ではない。原告らの基準を認めるのであれば、「被差別部落出身者」なるものは誰でもなれるということになる。

特に「エ 親族(配偶者や直系尊属)の本籍・現住所・過去住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告」については、「部落民の親戚であれば部落民」という、現代の社会では受け入れられないどころか、近世以前においてあったのかさえ疑わしい、異常な考えである。「部落民と結婚すれば部落民となって差別される」という考えは、まさに結婚差別を正当化し得るものである。

原告らの主張が示すことは、結局誰でも「被差別部落出身者」となることができ、それを正統と認めるかどうかは、原告解放同盟のさじ加減ということである。もはや、原告解放同盟が勝手に部落民や部落差別の概念を捏造し、差別を作り出していると言っても過言ではない。そして、原告らは確固たる根拠もないまま「被差別部落出身者」であると自称してきたものだから、引っ込みがつかなくなり、本末転倒の主張をしている。

そもそも、部落や部落出身という概念は曖昧なものである。例えば明らかに『全国部落調査』の掲載地域や、同和対策事業の実施地域の居住者や出身者であっても、「そこは部落ではない」「自分は部落出身ではない」と主張されれば、誰も否定できるものではないはずである。まして裁判所が法律上の判断として否定できるものではないし、そのような者を「嘘つき」呼ばわりすることの方

がむしろ人権侵害である。

原告らが主張するように、機械的に「被差別部落出身」を判定できるのであれば、原告らの主張に合致する者は、自らの認識に関わらず、「被差別部落出身」というレッテル張りをされることになる。

また、顕著な例では富山県や東京都のように、『全国部落調査』に掲載された地域が多数ありながら、全く同和地区指定がされていない地域がある。このような地域は地方公共団体が現在における差別の存在を否定したものと考えられるから、そのような地域の関係者まで「被差別部落出身」ということは、その地域の代表たる地方公共団体の意思を無視することになる。

原告らの主張を認めれば、歴史研究による学術的成果、それぞれの地域の現状、地方公共団体や当事者の意思を全く無視して、『全国部落調査』が恒久的な、「被差別部落」一覧の決定版になってしまう。

裁判官におかれては、原告らの主張を裁判所が認めることの重大性をよく認識すべきである。

6 3 (1) ア「住所・電話番号が掲載されることによる危険」について

原告らの一部に刃物が送られてきたこと等について、「部落解放同盟関係人物一覧」は無関係である。

訴状の別紙目録3と、原告らの2018年3月18日付訂正申立書から分かる通り、「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載されている原告組坂繁之の住所は誤っている。

原告川口泰司は過去に選挙の後援会事務所を設立し、その住所が米国のサイトに掲載され、その住所が無言電話や差別ハガキの送付に使われたことを認めている(甲91, 11ページ)。

そもそも、通常人が住所を知られても刃物を送られてくることはないのだから、

住所を知られることよりも別の原因に着目すべきである。そして、原告らの主張は、むしろ「部落解放同盟関係人物一覧」とは無関係に、原告に嫌がらせをしてくるような人物に、原告らの住所や電話番号が知られるような状態になっていた証拠である。

7 3 (1) イないしウについて

原告らの解放同盟内での役職、他の私的団体での役職、勤務先は、既に被告らが多くの証拠を提出している通り、多くはインターネット上で原告らあるいは原告らの関係団体が公表してきたものである。

原告解放同盟のような政治的団体や保育園や社会福祉法人のような公的な団体の役職であればむしろ公にされるべき性質のものである。勤務先についても、そこに所属していることを肩書として社会生活を営んでいるのであれば、秘密ではないし、プライバシーと言えるようなものではない。

通常人がそのような情報を公表されることで危険が生じることはまずあり得ず、もし危険が生じるというのであれば、原告らの日頃の言動等、公表されること以外にその原因を求めるべきである。

8 3 (1) オ「生年月日が掲載されることによる危険」について

別紙目録3から分かる通り、「部落解放同盟関係人物一覧」に生年月日が掲載された原告は宮瀧順子だけだが、宮瀧順子はツイッターのプロフィールとして自ら生年月日を公開している(乙563)。

本人が自ら公開している情報を利用することは個人情報保護法上の不正な手段での情報の取得にあたらぬし、他の法令に照らしても保護する必要はない。

また、個人情報保護法第76条第1項1および第76条第2項により「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること」を業としている者に

は個人情報取扱事業者の義務等は課せられないとしている。不特定かつ多数に情報を発信している、「同和地区 Wiki」のウェブサイト運営者はこれに該当することから、個人情報保護法に違反するとは言えない。

9 4 (2) 「親族が掲載されている原告」について

原告らの主張は、部落出身者の親族は部落出身者であり、差別の対象となるというものであるが、そのような考え方は誤っている上に結婚差別を正当化し得るもので、差別的で許されないものである。部落出身者が全て血縁関係にあるとか、部落出身者とトラブルを起こせば一族が押しかけてくるといった誤った俗説を裁判所が具現化するようなものであり、部落差別の解消に著しい悪影響を与えるもので絶対に認めてはならない。

10 4 (3) 「掲載されていない原告」について

被告宮部は「同和地区.com」には全く関与していない。今後掲載される可能性を言うのであれば、情報発信の手段は無数にあり、「同和地区.com」に限らないことである。

「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載されていない原告は、本件とは全く無関係であると知りながら、訴権を濫用して便乗したものである。

第5 原告準備書面(12)に対する反論

1 1 (1) 「被告宮部による開き直り」

被告宮部が、原告らが言うような発言をしたことは認める。

しかし、これは開き直りではなく事実を正確に述べたものである。原告らが認める通り、『全国部落調査』により自殺者は出ていない。そして、後述のとおり原告ら自身が、被告宮部が言ったことが正しいことを証明している。

2 1 (2) 「滋賀県シルバー人材センター事件(2017年発生)」について

事実関係については不知。

仮に事実であったとしても、これは部落差別ではなく、誰にも被害を生じさせていない。単に『全国部落調査』の内容が転記されたのであれば、被告宮部がやったこと大差ない。これを被害というのであれば、『全国部落調査』の公開自体が被害であると言わねばならなくなる。

なお、在日コリアンの有名人については、むしろ在日コリアンが有名人として活躍していることに誇りを感じている人も多い。有名人の誰が在日コリアンかということを経験にすることは差別でも何でもなく、そのことをテーマにした本『僕たちのヒーローはみんな在日だった』が出版されるくらいである(乙564)。

有名人の出自については、そのことがその人を評価する上で不要なことであっても、人々の興味の対象となることは避けられないことである。誰が在日コリアンか、誰が部落出身かを話題にすること自体は、特に有益とは言えないが、有害であると言うこともできず、差別や「被害」と言うことはできない。

3 1 (3) 「古河市職員ストーカー事件(2018年発生)」について

事実関係については不知。

甲348を見たところでは、これは部落差別により被害が生じたというのではなく、本質はストーカー事件であり、その過程で部落解放運動団体と行政との関係が利用されたものである。また、被害者も加害者も部落とは無関係な人物である。これを部落差別と言うのであれば、事実関係を見ずに、印象で判断しているということである。

事件の中に出てくる固有名詞について、次のとおり補足する。

「部落解放同盟全国連合会」は大阪府東大阪市の部落解放同盟荒本支部で新左翼(中核派)が主導権を握ったことに対し、部落解放同盟中央本部および大阪府連がそれを排除したために、1992年に新左翼系の同盟員が反発し

て分裂して出来た団体である。全国的には勢力は強くないが、大阪府東大阪市や長野県北部、関東の一部で力を持っている。本部は東大阪市荒本の荒本会館にある。なお、荒本会館は東大阪市の施設だが、1990年代に東大阪市の代替地を用意して解決金を支払うことで、裁判で和解したが、東大阪市の事情で和解条件を履行できなくなり、そのまま放置された状態になっている。2013年には中核派との対立が原因で、中核派系の「全国水平同盟」が分派している。この辺りの事実関係はむしろ原告らが詳しいはずなので、被告らの説明に誤りがあれば、適宜補足されたい。

「部落解放愛する会」は1973年に部落解放同盟埼玉県連合会から分裂した団体で、活動実態があるのは埼玉県周辺の北関東だけである。活動実態について被告らは詳しくは承知していないが、少なくとも埼玉県の公務員の間では行政に圧力をかける団体と認識されている。それは概ね、甲348の質問文・反省文に訴外亀田明彦が記述しているような認識である。被告らが仄聞しているのは、不動産業者と結託して開発許可等を出させるために「人権啓発」と称して市役所に抗議して圧力をかけるという話である。市民オンブズマンからも似たような認識をされており、つくばみらい市のオンブズマンのブログには、「部落解放愛する会」が市役所の職員に圧力をかけていることや、市役所前に街宣車を停めている様子が掲載されている(乙565)。

訴外亀田明彦が部落出身を騙ったのは、前述のような「部落解放愛する会」に対する認識が茨城県の行政職員の間を広まっていたことが主たる原因であって、『全国部落調査』がなければ起こらなかったことではない。

部落解放運動団体と行政の関係、あるいはそのことについての行政職員全般の認識こそが正されるべきものである。訴外亀田明彦のような認識が行政職員に蔓延しているのであれば、実際に行政職員が、相手が部落解放運動団体

であれば不当な要求に応じるようなことが現在進行形で蔓延していてもおかしくなく、早急に対策すべき問題である。それにも関わらず、『全国部落調査』による部落差別事件と言うことは的はずれな責任転嫁である。

4 1 (4)「佐賀県フリーマーケット「メルカリ」での『復刻版 全国部落調査』販売事件(2019年発生)

『復刻版 全国部落調査』がメルカリに出品され、甲349, 350の通り報道されていたことは認めるが、その余は不知。

甲349ないし350を見たところでは、これは差別事件ではない。むしろ本件訴訟が提起され、新聞報道がされたことで、1人の高校生が被害者になっている。

これが差別事件と言うのであれば、裁判の結果が出る前から被告らの行為を差別と断じ、既成事実化するような行為である。被告らは原告らの不当要求を拒否し、訴訟にも対抗できるが、立場の弱い子供をあたかも犯罪者のように扱うこと自体が人権侵害そのものである。

この事例は、むしろ『全国部落調査』による差別や被害は生じておらず、『全国部落調査』の出版禁止こそが別の人権侵害を生じさせている証拠である。

5 1 (5)「埼玉県春日部農林振興センター事件(2019年発生)」について

事実関係については不知。

原告らの言う事実関係が本当のことだとしても、これは差別事件ではないし、被害者もない。

「古河市職員ストーカー事件(2018年発生)」についてで前述した通り、「部落解放愛する会」が活動している北関東地域の行政関係者には、相手が部落解放運動団体であれば不当な要求に応じってしまうような体質が蔓延している疑いが強い。

そうであれば、解放運動団体関係者であれば本来はすべきでない農地転用

を許可するのではないかと疑う者が出てくるのは当然のことである。

また、北関東での事例ではないが、奇しくもつい先日の10月17日のこと、奈良県生駒郡安堵町で、農地法違反で平山観光社長の平山亘が逮捕される事件があった(乙566)。平山観光のウェブサイトには「1985年10月に安堵町同和対策事業 特別委員会 委員長に就任。我が国が抱える社会問題の一つである同和問題解決に向けて尽力してまいりました。当時の安堵村長からの要請により、地域住民の代表として、国の中央官庁に積極的に働きかけ、安堵町小集落事業許可及び補助金の申請・予算確保などについて大いに貢献しました」と書かれており(乙567)、同和団体との関係を強く伺わせるものである。実際に、原告宮部が複数の地元住民から聞いたところでは、平山亘は部落解放同盟安堵支部長である。違うというのであれば、原告らの方で否定されたい。

示現舎は部落問題に関係する事件を度々取材しているが、その際は、関係する場所が部落か同和地区かということは重要な情報である。同和地区だけが特殊な扱いをされていないか、そもそも同和地区指定が正当なものだったのかを検証するためには、部落の場所という情報が不可欠である。当然、同和対策施設の場所を検証したり、過去の航空写真や地図を使ったりして綿密に検証するのであるが、『全国部落調査』も参考資料の1つであることは事実である。

「埼玉県春日部農林振興センター事件」は差別事件ではなく、部落解放運動団体と行政の関係について市民から疑いを持たれていることが原因であって、『全国部落調査』に原因を求めるのは的はずれな責任転嫁である。

6 1 (6) 「まとめ」について

争う。

原告らが挙げたものは全て部落差別事件ではない。同和地区の場所を尋ねる行為も部落差別とは言えないし、『全国部落調査』が公表される前から起こっ

ていることで、『全国部落調査』と関係はない。

むしろ、全国の部落の地名が公然のものとなっても、原告らが前述した程度のことしか「差別」や「被害」として挙げられないのであれば、もはや「部落差別は存在しない」と言っても過言ではない。原告らは、『全国部落調査』が公表されても、何の差別も生まないことを自ら証明してしまったのである。

7 「2 法務省は宮部らの行為への対策を強めていること」

法務省から甲352の通知が発せられていることは認める。

被告らが示現舎のウェブサイトで「部落探訪」を行っていることは認める。

その余は争う。

法務省には被告らが部落ないしは同和地区の地名をインターネットで公開する行為を禁止する権限はない。もし、そのようなことが出来るのであれば事前検閲そのものである。

法務省は任意で通知を発したもので、「法務省も対策強化に乗りださざるをえない」というのは間違いである。法務省はやらなくてもいいことを勝手にやっているのである。

仮処分段階で東京高裁は「抗告人において、同和地区の地名を無理に隠すのは誤りであるとの見解に立ち、自己の出身地の歴史や政治的背景を研究し、発表すること自体が制限されることになるものではない」(乙568 9頁)と判示しているのだから、同和地区出身者である被告宮部が同和地区の歴史や政治的背景を研究して発表する行為は裁判所の判断に従っている。法務省の判断はむしろ現時点での裁判所の判断に反している。

法務省の通知は、同和地区の地名を公表することは原則として人権侵害という、あり得ないもので、既に悪影響が生じている。

鳥取県東伯郡琴浦町では今年の5月10日に、琴浦町教育委員会が、高塚

勝町議会議員が議場で同和地区の場所を問いただした発言を、差別事象として県に報告することが起きている(乙546, 547, 548)。それに対して、町議会が反発し、差別事象としての報告の撤回を町当局に求める議決が可決された(乙545)。

琴浦町では、同和地区だけに適用される固定資産税の減免措置の是非が議論されている最中である。減免対象となってきた同和地区の区長でもある町議会議員が同和減免の廃止を求め、町当局の対応について「今後、町がきちんとした部落差別解消に向けた方針を立てない限りは、議会でこれらの議論はどんどん展開されます。おのずと地域の実態等にも触れて来なければなりません。そのたびに議員一人一人が差別者として挙げられ、レッテルを貼られるのでしょいか」と批判している(乙555 2019年5月10日福本まり子 議会での発言内容について)。なお、乙555については、実際に同和地区の区長の立場から、まさに本件訴訟で争点となっている事柄について論じられたものであるから、裁判官におかれては、ぜひ読んでいただきたいものである。

これらことから、法務省の通知は反民主主義的で悪質なものであることが分かる。そもそも法務省に最終的な法解釈をする権限はなく、特に本件においては、法務省が正常な判断をできていないと考えられるので、裁判所が影響されてはいけない。

第6 原告準備書面(13)に対する反論

原告らの主張に対しては、全て争う。理由は次のとおりである。

1 「被差別部落出身者」という身分は法律上存在していない

「被差別部落出身者」という身分は近世まで存在した穢多・非人等の身分に由来すると考えられるが、これらの身分は明治4年8月28日太政官布告第

449号により廃止されている。

自称他称を問わず「被差別部落出身者」なる存在は法律上認められるものではない。

本件では、特に『全国部落調査』との関係においては、原告らに対する名誉権侵害を認めるためには原告らが「被差別部落出身者」（「同和地区出身者」と言い換えても意味は変わらない）であることを裁判所が認定しなければならず、それは違法であって許されないことである。

過去の歴史的経緯からしても、高松地方裁判所において「特殊部落民」の存在を判決理由としたことが、「公法上に存在しない「特殊部落民」なる一の身分を、法律によって改めて認めることになる」と批判され、「特殊部落民」という用語を司法手続きで用いないように司法次官通達が出されている（乙64, 65）。

部落解放運動団体に不利なら部落民の存在を前提とした司法判断を否定し、部落解放運動団体に有利なら部落民の存在を前提として司法判断を求めるのであれば、ダブルスタンダードである。

部落差別からの救済の目的で「被差別部落出身者」を司法が認定することは、部落差別からの救済の試み自体が部落差別を生み出すという、永久ループに陥る矛盾を含んでいる。

いかなる場合であっても「被差別部落出身者」なる法的地位を認めてはならない。

2 何をもって被差別部落出身者と言えるのか社会的な認識が定まっていない

何をもって「被差別部落出身者」と言えるのか、定義が定まっていないので、『全国部落調査』を「被差別部落出身者」に結びつけることができない。

歴史学的には近世の穢多・非人等の系譜に属すると思われる者を「推定」することまでが限界で、「証明」出来るのは稀なケースである。

「被差別部落出身者」の定義が定まっていないので、「被差別部落出身者と暴かれると名誉権が侵害される」という社会的な認識があったとしても、「そのような印象がある」という程度で、被害者と被害の内容を特定できるほどの具体性がない。

原告らは原告準備書面(12)で本籍か住所地が『全国部落調査』に掲載されていれば「被差別部落出身者」であり、親戚が「被差別部落出身者」である者もまた「被差別部落出身者」であると主張している。しかし、それは原告らの独自の主張であって、法律上の根拠、学術的な根拠、社会的な認識のいずれも存在しない。

知事、市長を歴任した者でさえ、部落差別の原因は戸籍の「出生地」だと誤解しているのが現状である(乙543の1、543の2)。無論、出生地は部落差別とは無関係であり、本訴においても原告らでさえ全く問題にしていないことから誤りは明らかである。これでは、とても社会に共通認識があるとは言えない。漠然とした「印象」で認識されているに過ぎないのである。

- 3 原告らの認識に従うのであれば、自ら進んで「被差別部落出身者」となることは容易である

「被差別部落出身者」が原告準備書面(12)で原告らが主張するようなものであれば、誰でも「被差別部落出身者」になることが可能である。自らが『全国部落調査』に掲載されている住所に転籍または移住するか、親戚に同様のことをさせればよいからである。現に被告宮部はできた(乙561)。

『最新判例に見るインターネット上の名誉毀損の理論と実務』(松尾剛行勁草書房)には「いわゆる「部落出身者」「精神病者」「同性愛者」等は、対象者本人が意図的に選択したものではなく、対象者の人格的価値に関係ない事項である」(原告準備書面(13)2ページ15行目)とあるが、この記述は誤りである。自

ら進んで「部落出身者」になることは可能であるから、「部落出身者」は対象者本人が意図的に選択したものでないとは言えない。

原告らの中には原告川口泰司(甲91)等のように、なぜか部落から部落へと渡り歩いている者がいるのであるから、自らの選択で「被差別部落出身者」になった者がいることは十分に考えられる。

そのため、「被差別部落出身者」と「精神病者」「同性愛者」を同列に論じることはできない。

また、原告らは「被差別部落出身であるというのは、その生地によって決まるだけのことであり」(平成28年4月19日付の訴状14頁最終行、原告準備書面(13)3ページ9行目)と述べているが、原告準備書面(12)によれば原告らが「被差別部落出身者」を判断する基準は本籍地および住所地であり、生地ではない。

以上のように、原告らが拠り所とする「被差別部落出身者」とは何かということに関する事実関係は、ことごとく否定される。

- 4 「被差別部落出身者」であると指摘することが名誉権を侵害するという論は循環論法的であるし、それ自体が差別的である

「被差別」という言葉自体に虐げられているという意味があり、名誉権の侵害のようなマイナスイメージを内包している言葉なので、仮処分段階で裁判所が用いている「同和地区出身者」あるいは被告らが用いている「部落出身者」の方がより適切である(もっとも部落出身者の定義について原告らの認識に従うなら「出身者」という言葉も適切ではない)。

また、被告らが承知する限り、部落解放運動においては部落出身地であることが名誉権を侵害するような属性だという考え方はない。

水平社宣言(乙227)には「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」とい

うことが明記されている。また、原告解放同盟綱領(乙26)には「部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり、歴史的に部落差別を受けた地域が存在していても、何らの差別的取り扱いや排除・忌避を受けることなく人間としての尊厳と権利を享受し、支障なく自己実現ができる社会環境になることである」と明記されている。

しかし、原告らの主張を総合すると、部落に移住したり、「被差別部落出身者」と親戚になったことが知られたりすると、名誉権が侵害されるということになる。これは前述の水平社宣言や原告解放同盟綱領とは相容れない。いわゆる「土地差別」や「結婚差別」を助長するような、極めて差別的な考え方となる。同様の問題があることは、金子匡良法政大学教授も認めている(乙569 28頁)。

もっとも、金子匡良氏は「同和地区出身者に対する差別意識を持つ人たちが、未だ一部に存在していると解される現在の日本社会においては」と前置きすることで、名誉権の侵害を認める旨の見解を示している。しかし、その根拠、場所、時間軸を考慮すると、次の通り重大な欠陥がある。

原告らが主張している「不当な偏見や差別が日本社会に残念ながら残存している」ということについて、どれだけ残存しているのかという客観的なデータを示していない。

また、部落差別が日本社会にあると頑なに主張するが、部落差別が全国で一斉に発生して一斉に解消するようなものではない事は明らかであり、地域差や個別の部落の違いを無視して「日本社会」と一般化することは暴論である。事実として、行政が差別の存在を認めず、同和事業の対象としなかった部落は多数あるし、実際に訪れると見るからに部落差別を蒸し返し様がない部落も多数ある。

そして、いつの時点で部落差別が解消されたかと判断するのかということも曖

昧である。「部落差別の解消の推進に関する法律」という恒久法の存在根拠とすることは、それ自体が部落差別の存在を永久化することと同じで、法律の目的と矛盾している。いずれ部落差別が解消すると考えるとしても、判決の効果がいつまであるのか、どうなれば判決の効果がなくなるのか分からず、判決は規範性のないものになってしまう。

これが例えば障害者の問題であれば、障害者が未来永劫存在し得ることは疑いないし、言い方が適当かどうかはともかく、何らかの措置が必要な「社会的弱者」である状況はなくなる見込みはないし、人為的になくすべきような性質のものではない。しかし、「被差別部落出身者」ないし部落民はなくすべきものである。

5 原告らは、『全国部落調査』からの「抽出」さえも禁じようとしていること

原告らは、自身が「被差別部落出身」と分かることが権利の侵害だと言うのみならず、自身とは無関係な地名も含めて、『全国部落調査』からの「抽出」さえも禁じるように請求している。これは、法律に明文化された、あるいは判例により積み上げられた名誉権や人格権とは全く別次元の極めて異様な考え方である。

しかし、原告ら自身が部落ないし同和地区の地名を公開する行為を以前から行っており、この先も止めようとしない。

このような矛盾について原告片岡明幸は解放同盟機関紙で「部落だけではなく、ハンセン病であれ、アイヌであれ、LGBTであれ、人権問題で個人情報を公表する場合には、公表する者の資格が問われる。これまでその人権問題にかかわったこともなく、またその人権問題の解決のためになにがしかの貢献をしたことのない者には公表する資格はない、と私は考える」と述べている(甲569 47頁)。結局、ある「資格」があれば部落の地名、誰が部落出身かという情報を公開しても良いということである。

そして、その「資格」は原告解放同盟が恣意的に決めることになる。なぜなら、最終的には訴訟を提起しなければ誰かが責任を取らされることはないし、そのような訴訟を起こす者は事実上原告解放同盟以外にないからである。

原告らの主張を認めれば、部落問題のみならず人権問題が関係する事柄全般について、事実上原告らが情報、議論、研究全般を支配することになり、国民の表現の自由、学問の自由が著しく侵害されることになる。

- 6 「部落解放同盟関係人物一覧」は掲載された人物が全員「被差別部落出身者」とは断じておらず、なおかつ事実としては正しい

「部落解放同盟関係人物一覧」には「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」と書かれており、掲載された人物が部落出身者とは書かれていない。

強いて言えば「エタ」という言葉が部落出身者という趣旨と考えられるが、そうすると、「原告解放同盟関係者は原則として部落出身者のはずだが、そのように偽っている、あるいはいい加減な基準で部落出身を称している人もいる」と解釈できる。

原告らの主張と証拠を総合すると、確かに原告らは全員「被差別部落出身者」であることを自称しているが、そもそも原告らが原告準備書面(12)で主張している「被差別部落出身者」と判断する基準は非常に杜撰なものである。その上、その基準に合致することさえ証明できない者が原告らの中に含まれていることが明らかになっている。

すると、「エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」という表現は非常に的確である。これは原告らも実際に訴訟に至らなければ知り得なかったことである。すると、原告解放同盟の内情を知

る内部の者が、原告解放同盟の組織や運動のあり方を批判するために書き込んだものである可能性が高い。

7 原告らは、自ら進んで「被差別部落出身者」を自称して明らかにしている

原告らのうちほとんどは、部落解放同盟の役職にあることがインターネットで本訴が提起される前から公表されている。しかも、それは原告解放同盟や原告解放同盟の関係団体が自ら行っているものが多い。

部落解放同盟の役職者であれば原則として「被差別部落出身者」と原告解放同盟が認定した人物なのだから、それは自ら「被差別部落出身者」とであると公表していることと変わらない。

既に公表されている事実と同じ情報を、別の場所で再び公表されたから、名誉権が侵害されるということにはならない。

第7 原告らの陳述書について

1 陳述書の信憑性が低いこと

原告らの陳述書の内容は原告らが自らの意思で書いたものではない可能性が高く、また、互いに連携したり、文章の作成にあたっての指南者がいたりした可能性が高い。

(1) 虚偽のものがあること

原告杉岡康次郎(甲304)と原告平林照夫(甲318)の陳述書は、内容がほとんど同一である。いずれも「6人兄弟姉妹の次男として生まれました」と書かれていることから、兄弟でないことは明らかであるし、他人同士がここまで同一の人生を歩むことはあり得ない。そのため、少なくとも片方の陳述書の内容が虚偽であることは間違いない。単なるミスであっても、原告らが互いに原稿をやりとりして内容のすり合わせやストーリーの使い回しをしてい

なければ、起こり得ないミスである。

(2) 同じ文章の使い回しが多いこと

原告村井孝次(甲337)と原告谷口吉俊(甲341)の陳述書も、生い立ちや住所を除けば、同一の内容になっている。自らの意思で書いたのではなく、誰かが用意した文章を使い回したことは明らかである。

その他「鳥取ループ・示現舎の行為は、戦後、国や地方自治体～」、「国は、2016年の12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」をつくりました～」という文章が多くの陳述書で使い回されている。

(3) 明らかな事実誤認があること

ア 原告近藤登志一(甲197)は2頁で2009年の出来事について、「「同和地区 Wiki」による被害だと思われる」と書いているが、2009年に同和地区 Wiki は存在していない。

イ 原告鷲尾紀夫(甲206)は「1982(昭和52)年に新潟県新発田市で生まれました」と書いているが、1982年は昭和57年である。

ウ 原告組坂幸喜(甲266)は「「全国部落調査」の部落一覧に記載されている地域で生まれ、現在もそこで生活しています」と述べているが、原告組坂幸喜の住所は『全国部落調査』に記載がない。

エ 原告田中真理子(甲272)は「「全国部落調査」の部落一覧に記載されている地域で生まれ、現在もそこで生活しています」と述べているが、原告田中真理子の住所は『全国部落調査』に記載がない。

オ 原告南川健一(甲272)は「私が生まれた地域は同和地区ではありませんが、現在は「全国部落調査」に記載されている地域で居住しています」と述べているが、原告南川健一の住所は『全国部落調査』に記載がない。

- カ 原告山岡義春(甲289)は「「全国部落調査」の部落一覧に記載されている地域で生まれ、現在もそこで生活しています」と述べているが、原告山岡義春の住所は『全国部落調査』に記載がない。
- キ 原告南朋子(甲317)は「「全国部落調査」の部落一覧に記載されている地域で生まれ、現在もそこで生活しています」と述べているが、原告南朋子の住所は『全国部落調査』に記載がない。
- ク 原告稲原光明(甲319)は「「全国部落調査」の部落一覧に記載されている地域で生まれ、現在もそこで生活しています」と述べているが、原告稲原光明の住所は『全国部落調査』に記載がない。
- ケ 原告秦裕幸(甲334)は「「全国部落調査」の部落一覧に記載されている地域で生まれ、現在もそこで生活しています」と述べているが、原告稲原光明の住所は『全国部落調査』に記載がない。

(4) 他にも疑わしいものがあること

- ア 原告山岡義春は陳述書(甲289)で「「全国部落調査」の部落一覧に記載されている地域で生まれ、現在もそこで生活しています」と述べているが、事実実験公正証書(甲344)によれば、過去に少なくとも1回は転居している。

陳述書に趣旨によれば生まれ育った地域と現住所は同じはずだが、現住所が部落であることは確認できない。

とすると、「小学校の2～3年生ごろから小学校の上級生・中学校生に「エッタ、エッタ」と差別されて、口惜しい思いをしました」等の被差別体験は虚偽である可能性が高い。

宮崎県では、同和予算目当てに捏造された「えせ同和地区」が多数存在することが対立団体である全国部落解放運動連合会(現在

の全国地域人権運動総連合)から指摘されたことがある(乙570)。

山岡義春が居住する地区はそれに該当する可能性がある。

- イ 原告岡崎勢子は陳述書(甲306)で「兵庫県加古川市の同和地区に生まれました。結婚してしばらくの間は近くの市で暮らしましたが、その後、地元に戻り、今も生まれた地区で暮らしています」と述べているが、現住所は『全国部落調査』に記載がない。事実実験公正証書(甲344)によれば部落に少なくとも一度転居していたということになり。陳述書の内容と矛盾する。

2 陳述書から読み取れる、原告らの異常な思考

原告らは解放同盟員として長らく活動し、同じ考えを持った仲間にもまれ、なおかつ「同和タブー」があるために真正面から批判を受けにくい状況に置かれてきた。そのため、通常人では異常と覚えることが日常になっていることがある。いわゆる「裸の王様」の状態である。

原告解放同盟は「差別者」を徹底糾弾してきた歴史があり、そのみならず「日本には部落差別はない」と言っただけでも糾弾してきた組織である(乙571、572)。そのため、あくまで自分が「被差別者」になることで自らの身を守るために、あるいは他人を「差別者」と位置づけて優位な立場に立つために、何でもないことを「差別」と誇張する癖がある。また、前述のような経緯から「差別されたことはない」と言うこと自体が仲間から攻撃される危険があるという特殊な状況に置かれている。

原告らの陳述書は、これらのことに留意して読み解く必要がある。

(1) 「部落差別」と「解放同盟が嫌われている」ことの区別ができないこと

- ア 原告岩井芳雄(甲189)は陳述書2頁で三男が2016年に離婚したことについて「その離婚の原因のひとつに、鳥取ループが「全国

部落調査」をインターネットで公開したことが関係していると思っています。というのは、インターネットを見た嫁が、自分が嫁いできた地域、つまり私たちが住んでいる場所が被差別部落だと知ったことから嫁とその家族が別れる相談をして出て行ったからだと思っています」と述べている。しかし、陳述書によれば原告岩井芳雄自身が、自分が解放同盟支部長であることを周囲に明らかにしており、義理の弟も解放同盟支部長で親戚に被差別部落のことを話す人物であることが書かれている。

原告岩井芳雄が住んでいるという上尾市原市(正確には「新田」と呼ばれた部落で住所表記上は原市と瓦葺にまたがっていると考えられる)はストリートビューで見れば、新しい家やアパートが立ち並び、多くの人がよそから来て定着していることが明らかである。また、「同和地区 Wiki」を見て原告岩井芳雄の住所である瓦葺の一部が新田部落だと知ることは困難で、被告らでさえ、原告岩井芳雄の陳述書がなければ確証を持ってない。

被告らが原因であるとか、住んでいる場所が被差別部落だからといった原告岩井芳雄の想像は全く的はずれである。

イ 原告下吉真二(甲90)は陳述書2～3甲で、自身の結婚披露宴の出席を拒むものがいたことを「同和地区出身」を理由とした差別であるかのように書いている。

しかし、自らが書いているように「青年部や解放同盟関係者、同和教育を取り組む学校関係者など200人以上が参加し、披露宴というよりも部落解放を目指す大宴会のよう」な結婚式に参加することについて、通常人なら二の足を踏むと考えられる。

(2) 原告ら自身が血統や生まれで人を判断する差別的な考えを持っていること

ア 原告松島一心(甲187)は父親が解放運動にかかわったことをひけらかした上で「今、この裁判で戦前の父親たちの苦労を知らないで、宮部が部落差別のことをべらべらとしゃべっていることに本当に苛立ちます」と書いているが、原告松島一心自身が苦労したわけではない。

イ 原告原田眞智子(甲220)は、3頁で自分の娘の結婚相手が部落出身でないから結婚に反対したことを自白している。

ウ 原告高田保男(甲271)は、2頁で「同和向け改良住宅」で母子家庭の入居を断ったら差別発言をされたと問題にしているが、公営住宅に「一般地区からの入居」ができないことが重大な差別であることに思いが至っていない。そのような理由で入居を断れば、同和地区の住民が恨まれて当然である。

(3) 部落から部落へと渡り歩いている原告がいること

原告らのうち、次の者は部落から部落へと転居しているであろうことが読み取れる。数人程度なら偶然の可能性もあるが、あまりにも多いので、部落出身者という地位を保つために意図的にやっているか、転居を繰り返すことで社会的な意味での出身地を分からないようにしていることが疑われる。

原田眞智子(甲220)

浅居明彦(甲116)

今井利三(甲147)

大川和裕(甲224)

戸田寛(甲135)
八塚万里子(甲235)
池田清郎(甲172)
藤本眞利子(甲133)
宮本修作(甲176)
佐藤龍美(甲247)
細川敏夫(甲249)
政平智春(甲143)
川口泰司(甲91)
堀義明(甲292)
嶋田千津子(甲313)

第8 事実実験公正証書(甲344)について

- 1 甲344は違法に作成されたものであるから、証拠として採用してはならないこと

甲344は「原告らが被差別部落の出身者であることが明らかとなり、様々な形での差別、不利益を被ることになった」(甲344 1頁24行目から2頁2行目)という原告らの主張を証明するために作られたものである。とすると、甲344は原告らが「被差別部落出身者」であること証明する目的で作られたことと同義である。

明治4年8月28日太政官布告第449号は「穢多非人等ノ稱被廢候條自今身分職業共平民同様タルヘキ事」としており、穢多非人のみならずそれに相当する身分を廃止したものである。しかるに、原告準備書面(12)等の原告らの主張によれば、「被差別部落出身者」は文字通り被差別身分であり、地縁血縁に根ざし、なおかつ世襲されるものであるから、「被差別部落出身者」はまさにこ

の「穢多非人等」に該当するものにほかならない。

「穢多非人等」に該当する身分の存在を根拠に法律行為が行われることは明治4年8月28日太政官布告第449号に反し違法行為であり、憲法第14条に反して違憲でもあるから、甲344の公正証書を作成したことも公証人法第26条により違法である。

違法に作成された証拠は信義則に反するから、民事訴訟法第2条により、証拠として採用してはならない。

「被差別部落出身者」を証明するような公正証書の作成が適法と言えるのであれば、そのような証明をされた者にとって利益か不利益かに関わらず、「被差別部落出身者」の存在を前提とした法律行為を許すものである。近世以前の被差別身分を復活することと何ら変わりがなく、このような公正証書が認められるという前例が出来ることによる弊害は重大である。

2 具体的な情報が不足していること

『全国部落調査』には、明らかに近世以前の賤民の居住地とは無関係な地名が掲載されている(大阪市の長柄、日本橋等)。また、一般に部落と言われてきて同和地区指定もされているが、歴史的には明らかに被差別部落と言えない事例もある(大阪市の西成地区等)。また、災害により集団移転していたり(新潟県村上市貝附等)、ダム湖の底に沈んだり(京都府南丹市日吉町中等)している部落もある。

また、箕面市の北芝や、京都市の崇仁、大阪市の浪速地区等のように、原告解放同盟自体が大々的に宣伝していたり、あまりにも有名過ぎたりして、明らかに『全国部落調査』により初めて公になるとは言えない部落もある。また、以前から出版物に掲載されていたり、インターネットでも容易に検索できる状態になっていたり、同和対策の施設が顕著なために部落であることが明白な地域も数

多く存在する。

原告らの中にも、具体的な地名から検証すると、そのような事例に該当する部落に関係していることをもって「被差別部落出身者」を自称している者が多くいると考えられるが、甲344からはそのことを検証することができない。

少なくとも8頁にある「公的資料又は客観的な資料」が具体的に何のことなのか書かれていない不備がある。

また、本籍地や住所地は自由に変えられるのであるが、いつからその本籍地や住所地であるのかが明記されていないため、出生時から「被差別部落出身者」だったのか、自ら選んで「被差別部落出身者」になったのかそうでないのか、判別できない。

- 3 『全国部落調査』『復刻 全国部落調査』との関係が、明らかにこじつけに過ぎない原告がいる

原告鎌田行平については、平たく言えば「復刻 全国部落調査の旧地名と現在地名に挟まれた場所にある」ということだが、ある場所がそのような場所にあるのか見抜くことは通常人にはかなり困難であるし、そうであるから部落だという根拠もない。

- 4 『全国部落調査』とは無関係な原告がいる

「現在地」は『復刻 全国部落調査』にしか掲載されていないため、「現在地」だけしか関係していない原告は、少なくとも『全国部落調査』の出版禁止の原告としての適格性がないことは明らかと考えられる(原告坂本進等)。

第9 そもそも公証人による検証には馴染まない事案である

事実実験公正証書が本文で半ば認めている通り、大字、小字単位の行政区画の変遷は非常に複雑である。単に行政区画の名称が変わるだけではなく、分割や合併、区画整理による境界線の変更は当たり前のように行われる。

現在の地番と過去の地名との照合作業という、歴史研究者、地理学研究者でさえ困難な作業を、公証人役場が正確にできたと信じることは出来ない。

事実実験公正証書の作成には、原告らが提出することを表明してから2年以上もかかっており、その過程で『全国部落調査』から「被差別部落出身」を判別することはかなり困難なことが判明したにも関わらず、ゴリ押しして杜撰なものでお茶を濁したように見える。

結局、皮肉にも事実実験公正証書自体が、「被差別部落出身」なるものを地名の羅列から判別することが非常に困難であることを証明しており、『全国部落調査』を出版禁止にするよりも、このような事実を世間に広く知らせる方が、はるかに低コストかつ建設的である。

第10 求釈明

1 原告らに対する求釈明

(1) 公職としての地位の有無について

原告らは、それぞれ公務員あるいはそれに準ずる地位にあるか、あるいは過去にその地位にあったのかどうか答えられたい。

趣旨は、公職にあったかどうかで、役職や住所等を人格権により保護すべきかどうかの判断に影響すると考えられるためである。

(2) 本籍地または住所について(本籍地または住所が『復刻 全国部落調査』にあるという原告)

原告らが「被差別部落出身者」と判断する基準となった本籍地または住所、およびその本籍地および住所であった期間、出生時からその本籍地または住所であったのか答えられたい。

その部落が有名か無名か、原告らが進んで「被差別部落出身者」となっ

たのかどうか、『全国部落調査』に掲載された住所と本当に対応関係にあるか確認したいという趣旨である。

(3) 乙549『部落解放同盟中央本部糾弾闘争本部ニュース2019. 5(内部資料)』について

これについて、①見たことがあるか、②見たとすればどこでどの様に見たか、③作成した者が誰か知っているか、④知っていればそれは誰か、⑤自身は作成に関与したか、⑥これを配布することは適法なことか、それぞれ答えられたい。

趣旨は、原告らの名誉権、人格権、差別されない権利についての主張がどのようなものか判断するためである。

2 原告松本廣幸に対する求釈明

「私達の地域は、宮部の出身地と隣接しています」と陳述書(乙242)に書いているが、被告宮部は原告松本廣幸が居住する地域とは同じ行政区であり、「隣接」ではなくて同一の地域と認識している。陳述書中の「隣接」とはどのような意味なのか釈明されたい。

解放同盟員が部落や部落民をどのように認識しているか、被告宮部自身は部落出身者であるのか、原告らの認識に矛盾がないか確認するという趣旨である。

3 原告高田保男に対する求釈明

原告高田保男が住んでいる「同和向け改良住宅」は「一般地区からの入居はできません」(乙271)ということである。それでは、次の場合はそれぞれ入居できるのか答えられたい。

- (1) 入居希望者の住所が同和地区にある場合。
- (2) 入居希望者の本籍地が同和地区にある場合。

- (3) 入居希望者が過去に同和地区に居住した経歴がある場合。
- (4) 入居希望者の配偶者の本籍地が同和地区にある場合。
- (5) 入居希望者の直系親族の住所が同和地区にある場合。
- (6) 上記のいずれかの条件で入居できるのであれば、住所や本籍地は自由に変えられるのであるから、「一般地区からの入居はできません」ということには意味がないように思われる。「一般地区からの入居はできません」とは具体的にどのような意味なのか答えられたい。

趣旨は、原告らの言う「被差別部落出身者」の要件と、同和行政の対象者に矛盾がないか確認するためである。

4 原告北口末廣に対する求釈明

当事者目録の住所を大阪府大阪市旭区生江の公営住宅から、同都島区友澁町のマンションに変えた理由を答えられたい。

趣旨は、被告宮部は以前から原告北口末廣は、原告解放同盟によって部落地名総鑑購入企業が組織させられた同企連・人企連加盟会社で人権講演をする度に1回20万円程度の報酬を受けており、それで稼いだ金で大阪市内にマンションを持っていると仄聞していたので、部落出身を強調するために実態とは異なる住所を申告したと疑われるためである。

5 原告松山精助に対する求釈明

当事者目録の住所を大阪府大阪市東淀川区加島の公営住宅から、兵庫県尼崎市西立花町の戸建住宅に変えた理由を答えられたい

趣旨は、松山精助は部落出身を強調するために実態とは異なる住所を申告したか、あるいは戸建住宅を持ちながら公営住宅を借りていたと疑われるためである。なお、「グーグルストリートビュー」によれば2011年3月の時点で尼崎市西立花町の住宅に「Matsuyama」の表札が掲げられている(乙572)。

以上